

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇訓 令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(人事課)

◇告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

健康保険法による指定訪問看護事業者の指定(二件)(保険課)

保険薬局の指定の辞退(〃)

土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)

開発行為に関する工事の完了(四件)(都市計画課)

都市計画事業の認可(二件)(〃)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

行政手続法による不利益処分の名あて人となるべき者の指名等を揭示する鳥取県公安委員会の揭示板の設置場所(〃)

訓 令

鳥取県訓令第八号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程(昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「(注)田舎の大きさは、日本工業規格B5とする。」を削る。

附 則

この訓令は、平成六年十二月三十一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百六十号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書		発行記号等	類
		題 号	発行記号等		
5184	雑誌その他 の刊行物	マニマ倶楽部 4月号	雑誌 08331-4	三和出版(株)	
5185	〃	SUGAR 1994 8月号	雑誌 04167-08	(株)サン出版	
5186	〃	fancy DICK DICK8月増刊号	雑誌 16516-8	(株)大洋書房	
5187	〃	マクシオン美少女	不明	(株)サンエー図書	
5188	〃	下のお口が一杯	AS-5	マス出版	
5189	〃	バナナ通信 1994.10	雑誌 17591-10	(株)式出版	
5190	〃	TOKYOオナパ倶楽部 1994.9月号	雑誌 16673-9	(株)式出版	
5191	〃	熱い	ISBN-06- 2532 BQ28	トトラクテイブ フロ	
5192	〃	快楽の暴狂	ISBN-06- 2532 XZ107	トトラクテイブ フロ	
5193	〃	秘密の天使	BOOK.No. ANG-29	DANDY. PLAN	
5194	〃	青い果実	BOOK.No. ANG-28	DANDY 企	
5195	〃	スッコラ 1994.12.08	雑誌 23222-12/8	スッコラ	
5196	〃	投稿ドッキリ写真 1993.8	雑誌コーポ 16697-8	株式会社 明文社	
5197	〃	zippin Aug. 1994	雑誌コーポ 14443-8	株式会社 タイアテニス	
5198	〃	ザ・トップ JUN. 1994	雑誌 14007-6	株式会社 タイアテニス	
5199	〃	COMICキーンデイトタイム 海賊版1月号	雑誌コーポ 12877-1	富士美出版(株)	

5200	〃	キーンデイトタイム 1月号	雑誌コーポ 12911-1	富士美出版(株)
5201	〃	漫画インキー1月増刊号	雑誌 18376-1/15	(株)東京三社
5202	〃	ジュベールCOMIC スーパーギャルズ・ナウ1月増刊号	雑誌 15442-1	ジュベール出版 株式会社
5203	〃	マクシオン美少女1月増刊号	雑誌コーポ 12912-1/15	富士美出版(株)
5204	〃	コミックドラゴン1月増刊号	雑誌 02196-1	雄出版 株式会社
5205	録画テープ	オレマジック1月増刊号 私に悪戯して下さい	BF-44	(株)メグロ ステーション

鳥取県告示第八百六十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十四条ノ五第二項の規定により、平成六年十月一日付けで、同法第四十四条ノ四第一項の規定に基づく指定訪問看護事業者の指定があるものとしてみなされたので、同法第四十四条ノ十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 指定訪問看護事業者の名称
医療法人 共済会
- 二 指定訪問看護事業者の主たる事務所の所在地
倉吉市宮川町二二九
- 三 訪問看護ステーションの名称
老人訪問看護ステーション しみず
- 四 訪問看護ステーションの所在地
倉吉市宮川町二二九

鳥取県告示第八百六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第二項の規定により、平成六年十月二十一日付けで、同法第四十四条ノ四第一項の規定に基づく指定訪問看護事業者の指定があるものとしてみなされたので、同法第四十四条ノ十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 指定訪問看護事業者の名称
社団法人 鳥取県看護協会
- 二 指定訪問看護事業者の主たる事務所の所在地
鳥取市江津三一八一
- 三 訪問看護ステーションの名称
鳥取県看護協会訪問看護ステーション
- 四 訪問看護ステーションの所在地
鳥取市江津三一八一

鳥取県告示第八百六十三号

保険薬局の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
有限会社 富谷薬局	倉吉市河原町一九〇四	平成七年一月十三日

鳥取県告示第八百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二―四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成六年十二月二十八日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
名和町役場
- 四 審査請求
利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第八百六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年三月十五日 鳥取県指令受都計三一三第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡赤碕町大字赤碕字扇子堤之東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡赤碕町大字赤碕一一四二一三

赤碕町土地開発公社

理事長 中井 勲

鳥取県告示第八百六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年六月十七日 鳥取県指令受米土維第二百三十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字沖林ノ三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市尾高六八

合名会社 米子今井書店

代表社員 永井伸和

鳥取県告示第八百六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年六月十七日 鳥取県指令受米土維第二百三十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字沖林ノ三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市尾高町六八

合名会社 米子今井書店

代表社員 永井伸和

鳥取県告示第八百六十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年九月一日 鳥取県指令受倉土維十第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市中江字四条

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡赤碓町大字赤碓七二七

株式会社 井木組

代表取締役 井木久博

鳥取県告示第八百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・三・三号西品治田園線

三 施行期間

平成六年十二月二十七日から平成十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市古市及び西品治地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・三号南町富桑線

三 施行期間

平成六年十二月二十七日から平成十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市南町、寿町、新品治及び西品治地内

2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

平成七年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日時 平成七年一月十日（火） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題 鳥取県知事及び議会議員選挙の日程について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年十二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	エンゼルハートIIAA	株式会社三洋物産
〃	ピープル	〃
〃	CRフューバーリノSP	株式会社三共
〃	フューバーネプチューンA	〃
〃	スーパーストライカー3	株式会社ニューギン
〃	エキサイトパン	〃
〃	7ジョック	〃
〃	マジックキヤメルA	〃
回胴式遊技機	ドラゴングエースV	日活興業株式会社
〃	ラッキーチャンス	株式会社尚球社

鳥取県公安委員会告示第百号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第三項により、不利益処分の名あて人となるべき者の氏名、聴聞の期日及び場所等を掲示する鳥取県公安委員会の掲示板の設置場所は、次のとおりとする。

平成六年十二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁本庁舎西

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む）】